

アクサ生命健康保険組合

健保ニュース

本誌をお持ち帰りになり、ご家族でご覧ください。

(主な内容)・健保組合は、医療費の支払いや健康づくりなどで、皆さんの生活を支えています
・令和2年度決算のお知らせ

健保組合は、医療費の支払いや健康づくりなどで、皆さんの生活を支えています

健康保険とは、病気やケガ、出産や死亡などの事態に備え、皆さんと事業主が保険料を出し合い、いざというときに給付が受けられるようにすることで、安心して生活していくための制度です。

▽「窓口での支払い＝医療費」ではありません

医療機関の窓口で支払う医療費が3割（原則）で済むのは、残りの7割を健保組合が負担しているからです。その財源は、皆さんと事業主に納めていただく保険料です。

医療費総額	
3割 患者負担	7割 健保組合負担

※自己負担は原則3割。年齢・収入によって異なります。

▽健康づくりや病気の予防（令和2年度実施の保健事業）

医療費の支払い以外にも、健診などさまざまな保健事業を行いました。

疾病予防

- 付加健診
- 子宮がん検査
- 特定健康診査・特定保健指導
- 糖尿病リスク者への生活習慣改善サポート
- 人間ドック、生活習慣病健診
- ジェネリック医薬品利用のお知らせ発行
- インフルエンザ予防接種費用補助

- 健康ポータルサイトPepUp
- えらべる倶楽部
- ストレスチェック
- メンタルサポートサービス
- 健康・こころのオンライン
- 歯科健診
- 事業所用常備薬の配付
- 禁煙サポート
- 二次健診費用補助



保健指導宣伝

- 健保ニュースの発行
- 医療費通知の発行
- 新入社員向け広報誌の発行
- 健保ホームページの運営

直営保養所

- トマム・ザ・ヴィレッジアルファ など

▶▶▶10月から

2021年度インフルエンザ予防接種費用補助を実施します

補助条件

対象者…予防接種時に健康保険組合に加入する被保険者（社員）本人分（任意継続被保険者を除く）

※今年度から対象者については、「4月1日時点の在籍者」から「接種日時点で在籍者」へ変更し、対象をやや拡大しました！

※昨年度同様に健康ポータルサイトPep Upからも費用補助申請ができます。

※毎月20日健保メとし翌月給与での支給となります。支給日時点で在籍している方のみ支給となります。

接種期間…10月1日～2月末日まで

申請期日…3月20日までに健保組合へ申請

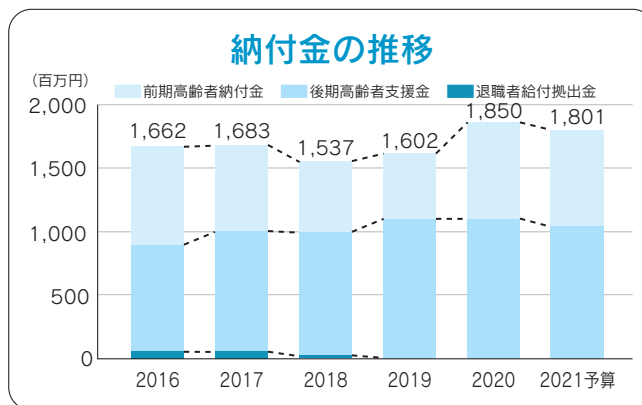
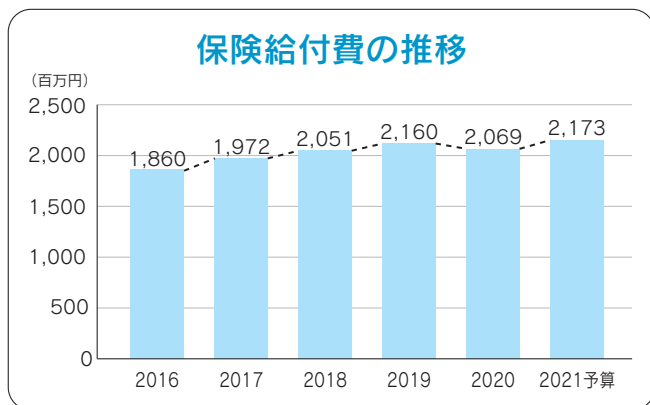
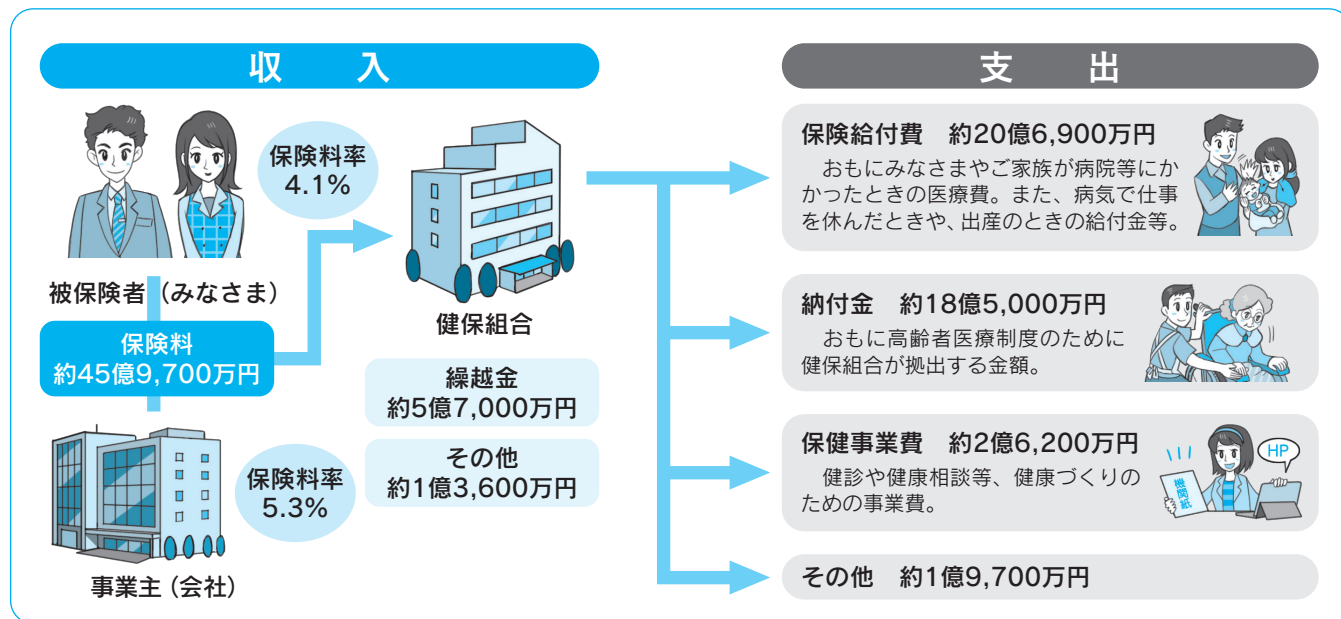


アフラ生命健康保険組合の 令和2年度決算のお知らせ

当健保組合の令和2年度決算が、第102回組合会で承認されました。

●保険給付費が減少、納付金は大幅に増加

令和2年度は保険給付費が約9,100万円減少しました。新型コロナウイルス感染症による受診控えによる影響と見られます。一方、高齢者医療のための納付金が約2億4,800万円増加しました。経常収支で黒字を維持できましたが、納付金は高齢化により増加傾向にあります。引き続き、医療費の節減にご協力をお願いいたします。



●介護勘定

健保組合が介護保険料の徴収を代行している介護勘定に関しては、介護納付金の支出が保険料収入を約7,100万円上回りましたが、前年度からの繰越金や国庫補助金収入等により収支を維持しました。なお、残金は準備金への積立及び次年度への繰り越しとしました。

○収入

科 目	決 算 額 (千円)
介 護 保 険 収 入	569,353
(前 年 度) 繰 越 金	79,025
国 庫 補 助 金 受 入	1,709
雑 収 入	6
合 計	650,093

○支出

科 目	決 算 額 (千円)
介 護 納 付 金	639,892
合 計	639,892

健康保険法等の一部が改正されました

順次改正が行われる予定です

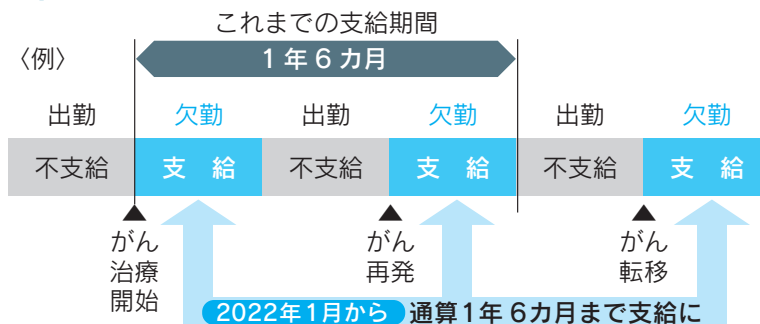
▶▶▶ 主な改正内容

2022年1月から

● 傷病手当金の支給期間の通算化

▽ 傷病手当金の支給期間の変更

傷病手当金の支給期間は、支給開始日から起算して1年6か月を超えない期間とされますが、がん治療で長期間にわたり休暇をとりながら働くケースなど、治療と仕事の両立を支えるために、働いた期間を除いて1年6か月を通算できるようになります。



● 任意継続被保険者制度の見直し

▽ 本人の申請による資格喪失が可能に

任意継続被保険者になると任意で脱退する規定がありませんでしたが、被保険者が保険者に申請することにより脱退できるようになります。

▽ 任意継続被保険者の標準報酬月額の見直し

任意継続被保険者の保険料決定のもとになる「標準報酬月額」は、「退職前の標準報酬月額」と「全被保険者の平均標準報酬月額」のうちの「低い額」が適用されていましたが、健保組合が規約を変更すれば「退職前の標準報酬月額※」とできるようになります。当健保の対応については今後検討してまいります。

※その他一定の条件で健保組合が規約で定めた額も可能



● 健康情報等の活用促進

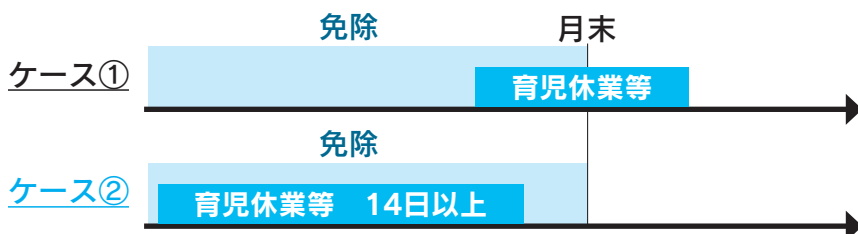
事業主健診等の情報を健保組合が保健事業で活用できるよう、40歳未満の方についても事業者（会社）に被保険者等の健康情報を求めることができるようになりますが、当健保では従来より健康診断を事業者と共同実施し健康情報を双方で保有していましたので取扱いが変わりません。また、健保組合が保存する特定健診等の情報を、後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等が可能になります。

2022年10月から

● 育児休業中の保険料の見直し

▽ 免除要件が見直されます

現在、月末時点で育児休業等を取得している場合、当該月の保険料が免除されています（ケース①）。改正後は、同月内に14日以上育児休業等を取得している場合にも、当該月の保険料が免除されるようになります（ケース②）。



また、賞与に係る保険料については、現在は月末時点で育児休業等を取得していると免除されていますが、改正後は育児休業等を1か月超取得している場合に限り、免除の対象となります。

健康保険組合からのお知らせ

特定保健指導・生活習慣改善サポートを実施中

特定保健指導

メタボリックシンドロームのリスクが高い方へ特定保健指導のご案内を送付しています。

生活習慣改善サポート

35歳～40歳未満の方で特定保健指導の基準に該当する方へご案内を送付しています。

特定保健指導も生活習慣改善サポートも2020年度健診の結果に応じて5月頃までに個別に送付しています。オンラインで面談を受けられますので、ご自身の健康のためにもご参加ください。

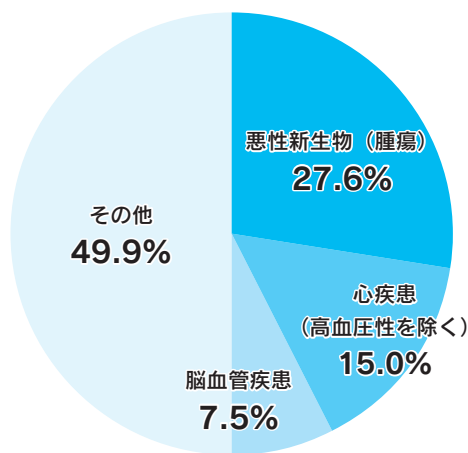
※案内文書の申込期限が過ぎている場合でもお申込できます。

問 合 先 株式会社 ベネフィット・ワン

電話：0120-383-317（通話料無料）／

03-6870-2621（受付：平日9時～17時）

日本人の死因の半分以上が 三大生活習慣病



「令和2年(2020)人口動態統計月報年計（概数）の概況」より

健康診断を受けましょう ご家族にも健康診断をすすめましょう

対 象 者 任意継続被保険者、被保険者の被扶養配偶者、40歳以上の被扶養者

申 込 期 間 2021年3月15日（月）～11月30日（火）まで

受 診 期 間 2021年4月5日（月）～2021年12月28日（火）

問 合 先 0570-783-186

（ウェルネス・コミュニケーションズ健診予約センター）

- 健康診断の結果が、要検査・要精密検査・要治療となった場合には必ず受診してください。
- 健康ポータルサイトPep Upに登録すると過去の健診結果や健康年齢が確認できます。



接骨院・整骨院等に通われている方に医療費通知を発行します

医療費の適正化の取組みとして、接骨院・整骨院等に多く通われている方について医療費通知を発行します。接骨院・整骨院等は骨折・脱臼などの応急処置のほかは、外部からの要因による打撲・捻挫などに対してのみ健康保険の適用となります。通知を受けられた方は、負傷箇所、日数、金額等のご確認をお願いいたします。

- 発送時期：10月下旬（予定）

健康保険が使える場合

- 打撲、ねんざ、挫傷（肉離れなど）、骨折※、脱臼※に限定されています。
- ※応急手当をする場合をのぞき、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

健康保険が使えない例（全額自己負担）

- 日常生活からくる肩こり、筋肉疲労
- 神経痛・リウマチ・五十肩などからくる痛み・こり
- 症状の改善の見られない長期の施術
- 保険医療機関で治療中の負傷 など

給付金等のお知らせ通知について

従来は休職者を除き社内便でお送りしておりましたが現在のコロナ禍の出勤状況を考慮し、ご自宅への発送へと一部変更いたしますのでご了承ください。